

26年度包括外部監査結果に対する対応状況・方針等(知事部局)

番号	監査年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課・室	指摘内容	指摘に対する措置の状況	
								27年度報告内容	28年度状況
1	26	指摘	健康・医療・福祉の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	公立病院改革プランの目標設定について	公営企業管理局	県立病院課	<p>経営効率化のための目標指標及び実績推移によると、南宇和病院以外の病院では、平成25年度までの各年度において、経営効率化の指標として定めた項目の多くについて達成している。</p> <p>しかし、定性的な目標が大半で健全化計画の本文においても、各取組項目について「検討する」「進める」「努める」等の漠然とした内容となっている。目標を定量的に表すことは困難であることは理解できるが、例えば、未収金の抑制については「未収金の発生は年間100万円までとする」等のように数値化された目標が示すことができうるものに関して、目標数値が設定されていない。また、それぞれの施策をどの時点で実施し、健全化に関してどれほどの効果をもたらすものかが明らかとなっていない。</p> <p>改革プランには、計画期間(5年間)において、「目標の達成に向けて、具体的にどのような取組をどの時期に行うこととするかを明記すること」となっており、本県の掲げた取組のうち、過去すでに取組んだ事項については実施年度が明記されているが、今後の課題とする事項についてはどの時期に行うかが明記されていない。</p> <p>現状のままでは、事業運営の巧拙に関する評価が困難であり、健全化に向けたPDCAサイクル(計画・実施・評価・改善)が構築されず、次回以降の健全化計画も同じような内容で策定され続け、健全化実現が困難となる状況になりかねない。</p> <p>経営効率化に向けた計画が有する機能は、現状からあるべき姿に到達するための道筋を表すものである。そのため、実績を踏まえたうえで達成可能な努力目標としての具体的な内容、効果及び実施時期を明確にすることにより策定し、計画的に実行し、目標と実績の乖離原因を分析して今後の施策に活用していることが必要である。</p> <p>また、計画は、総務省のみならず、県民に対して本県がどのような姿勢で県立病院の健全化を図る施策を講じているかを説明する重要な手段である。そのため、現状の県立病院の財政状況を踏まえたうえで、新たな具体的な施策の実施時期や目標達成時期の設定が可能なものについては適切に公表するとともに、計画的に実行していく必要がある。</p>	<p>平成27年4月に公営企業管理者、保健福祉部長、総務部長、4県立病院長で組織した「県立病院機能強化検討委員会」を設置し、国の医療提供体制改革や、地域医療構想を踏まえた県立病院の機能強化策等を検討しており、これらを検討する中で、総務省が平成28年度末までに策定を求めている経営計画についても議論することとしている。策定に当たっては、数値目標の設定や事業運営の評価の実施公表等についても検討したい。</p>	<p>愛媛県立病院中期経営戦略(平成28年3月策定)では、未収金の抑制にかかる数値目標を含め、細部にわたる目標の数値化は行っていないが、各病院ごとに経常収支比率や後発品の使用割合といった、主要な項目は数値目標を設定している。</p> <p>また、総務省から、改革プランの実施状況の公表をおおむね年1回以上行うことを求められていることから、毎年、決算終了後速やかに経常収支比率の数値等をホームページ等で公表することとしている。</p>

番号	監査年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課・室	指摘内容	指摘に対する措置の状況	
								27年度報告内容	28年度状況
2	26	指摘	健康・医療・福祉の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	改革プランの評価に係る公表について	公営企業管理局	県立病院課	<p>改革プランについて、計画値と実績の乖離に関する分析を実施し、次年度以降の課題を公表したのは、平成21年度及び平成22年度のみである。当初目標としていた取組みと当該年度に実施できた項目との対比での公表となっておらず、県立病院の健全化に向けた取組が十分であったのか不十分であったのかが県民に対して十分に説明がなされていない。また、平成23年度及び平成24年度の点検評価については、経営効率化指標の目標値と実績の対比及び損益収支の目標と実績の対比が公表されるのみとなっており、平成23年度以降は経営改善に向けた取組や県立病院経営のあり方に関するビジョンが県民に十分に説明されていない。</p> <p>公立病院は、公的医療機関として不採算・特殊部門に関する医療を提供する重要な役割を担っており、不採算分野に対して一般会計より負担金が繰入れられることについては理解できる。しかしながら、毎年30億円以上の負担となっており、県の厳しい財政に影響を与えていることが実情であることからすれば、公立病院のみならず県の財政健全化のために目標と実績の乖離を分析し、今後の対処策を明確にすることにより、県民に十分な説明責任を果たす必要がある。</p>	<p>平成27年4月に公営企業管理者、保健福祉部長、総務部長、4県立病院長で組織した「県立病院機能強化検討委員会」を設置し、国の医療提供体制改革や、地域医療構想を踏まえた県立病院の機能強化策等を検討しており、これらを検討する中で、総務省が平成28年度末までに策定を求めている経営計画についても議論することとしている。計画策定後の実績や分析結果等については、適宜、県のホームページ等を活用した周知を検討する。</p>	<p>総務省の改革プランでは、その実施状況の公表を求められていることから、愛媛県立病院中期経営戦略(平成28年3月策定)では、毎年、決算終了後速やかに経常収支比率の数値等をホームページ等で公表し、県民への周知を行うこととしている。</p>
3	26	指摘	健康・医療・福祉の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	病院長を中心とした運営体制の構築について	公営企業管理局	県立病院課	<p>健全化に向けた目標は、各病院の院長の参加を得て、本庁の公営企業管理局が主体となって策定されている。病院を運営するのは病院長であるが、病院の事務職員数が少なく、病院独自の主体的な取組みが行い難い状況が見られ、各病院が自律性や主体性を欠く状況となっている。</p> <p>病院運営には、病院職員、本庁職員等様々な利害関係者が多数関連しているため、経営健全化(目標)に向けた効率的な病院運営を行うには、病院経営の実情を熟知すべき病院長の強力なリーダーシップのもと、少ない人員ながらも病院職員及び本庁職員が一丸となって経営健全化に向けて行動する必要がある。</p> <p>健全化計画の真の狙いは、目標を公表することにより、厳しい状況にある病院経営の改善を図ったものである。このことからすれば、目標と実際の乖離が生じた原因は何にあるのか、乖離を埋めるためにいかなる対応・施策が必要であるかを、本庁職員のみならず病院運営責任者である病院長が自ら考え、次年度以降の病院運営に活かすということを繰り返す、いわゆるPDCAサイクル(PLAN:計画、DO:実行、CHECK:確認・評価、ACTION:改善)を繰り返すことが重要であり、病院長を中心にこのサイクルを構築することにより経営健全化につながると考える。</p> <p>健全化計画の目標設定、評価等について病院長が主体となるような仕組みを構築すべきである。</p> <p>なお、現状は計画の達成状況により、病院長自身を評価する仕組みとなっておらず、県立病院職員の給与は条例で定められていることから病院長に病院運営に関するモチベーションを提供できにくい状況となっている。</p> <p>病院運営責任者である病院長による自律的な運営を図り、経営健全化を実現するため、病院長に対するインセンティブとして目標の達成度合いにより機器購入の優先権を付与する等の工夫を講じることも有効であると考え。</p> <p>目標と実績の分析結果を、病院長の評価として活用することを検討する必要がある。</p>	<p>これまで4病院長会議を定期的開催するなど、病院長を中心とした病院運営体制をとってきたところであり、平成27年4月に設置した「県立病院機能強化検討委員会」でも病院長が委員に就任し、国の医療提供体制改革や、地域医療構想を踏まえた県立病院の機能強化策等を検討しており、引き続き、病院長が主体となる仕組み等を検討したい。</p>	<p>各病院において、管理会議等を随時開催し、院長が中心となり院内における諸課題を協議するほか、4病院長が合同で会議を行う4病院長会議を原則月1回、中央病院と行う病院経営会議を原則月2回実施し、必要に応じて事務職員も出席の上情報分析結果の共有等を行っている。</p> <p>今後とも公営企業管理者、各病院長との各種指標共有を通じ、病院長を中心とした経営体制の効率化に努めていくこととしている。</p>

番号	監査年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課・室	指摘内容	指摘に対する措置の状況	
								27年度報告内容	28年度状況
4	26	指摘	健康・医療・福祉の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	県立病院の平成26年度以降の経営計画の策定について	公営企業管理局	県立病院課	<p>次年度の活動方針として、予算が定められているが、予算は現状での身の丈にあったもの、財政的な制約から上限が定められたものであるにすぎず、経営努力により達成すべき目標を定めた経営計画とは次元が異なるものである。</p> <p>平成26年度以降の中長期的な経営計画(健全化計画)については、総務省が公立病院改革に向けた新たなガイドラインを平成26年度末に公表する予定となっていることから、策定していないとのことである。</p> <p>本県の財政健全化基本方針にあるように、本県は厳しい財政状況にあること、また、県立病院においても、未処理損失が約180億円あるという厳しい財政状態からすれば、総務省のガイドラインの有無を問わず、自発的に中長期的な経営計画を策定し、絶えず目標達成に向けて計画的に行動し、PDCAサイクルを繰り返していくことが必要である。</p>	<p>平成27年3月31日付で総務省が策定した「新公立病院改革ガイドライン」により、地方公共団体は、今後5年間の経営計画を策定することとされた。</p> <p>このことから、県立病院課では平成27年4月に公営企業管理者、保健福祉部長、総務部長、4県立病院長で組織した「県立病院機能強化検討委員会」を設置し、国の医療提供体制改革や、地域医療構想を踏まえた県立病院の機能強化策等を検討しており、これらを検討する中で、総務省が平成28年度末までに策定を求めている経営計画についても議論することとしている。</p>	<p>愛媛県立病院中期経営戦略(平成28年3月策定)において、実施状況を毎年公表することとするなど、PDCAサイクルを実現させつつ健全に計画を推進することとしている。</p>
5	26	指摘	健康・医療・福祉の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	公営企業年鑑の経営指標分析の活用について	公営企業管理局	県立病院課	<p>総務省の公営企業年鑑にて、全国の公立病院の各経営指標が公表されるが、これらの指標を参考にすることにより、具体的な収支改善のための方策が十分に協議されていない。</p> <p>公営企業管理局の担当者が、平成24年度の公営企業年鑑に掲載される全国の公立病院の経営指標を用いて収益性比較を実施し、収益性改善のため分析結果を院長に向けて説明したとのことであるが、指標改善のためにどのような対策を講じるか、期限をいつまでとするか等の具体的な対応について、病院から公営企業管理局に報告されるような仕組みとなっていない。</p> <p>〔(4)第3次愛媛県立病院財政健全化計画について〕にて記載したように、目標を設定するのは公営企業管理局であって、病院経営に直接携わる院長等ではないこと、また病院長の評価ツールとして分析結果が活用されていないことから、公営企業管理局から院長に説明したとしても、経営改善の効果には限界があると考えられる。</p> <p>県立病院運営の所管局である公営企業管理局は、改革プラン及び健全化計画で掲げた経営効率化計画に係る指標のみならず、病院経営に直接携わっている病院長が公営企業年鑑に掲載される経営指標を活用して自ら目標を設定し、乖離を分析し、さらに対処策を自ら考えられるよう指導していく必要がある。</p>	<p>病院長が計画策定に参加し、各病院ごとの目標設定等を主体的に行える仕組みづくりに取り組んでいきたい。</p> <p>なお、公営企業年鑑のデータは古く(公表年度の2年前)、病院規模や診療科等の個々の診療内容により経営指標が異なるほか、指標の重要な要素となる稼働病床数が公表されていないなどの課題があるため、公表時期の早期化や稼働病床数が公表される場合は、活用したいと考えている。</p>	<p>公営企業年鑑は、公表年度の2年前のデータであり、病院規模や診療科等の個々の診療内容により経営指標が異なるほか、指標の重要な要素となる稼働病床数が公表されていないなどの課題があるため、それぞれの病院が実施する経営改善に向けた分析や目標設定には参考程度の活用に留まっている。</p> <p>このため、実際には、他の同規模病院の直近のデータを取り寄せ、比較検討を行っている。</p> <p>しかしながら、同年鑑についても参考指標の一つとして、今後とも活用していきたい。</p>
6	26	指摘	健康・医療・福祉の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	長期的な更新・維持補修計画の策定について	公営企業管理局	県立病院課	<p>老朽化した施設の更新時期が一度に到来すれば、莫大な更新コストがかかることになるため、計画的な補修によって、施設の長寿命化とライフサイクルコストの削減を図り、更新費用の集中を避ける(維持補修コストの平準化)ことが、厳しい財政状況にある本県においては必要である。</p> <p>計画的な補修により施設の長寿命化を図ることの意義は、健全度を測り、劣化の程度が軽いものであっても長期を見据えて早期に対応し、耐用年数を伸ばすことにより一度の費用負担を回避することにある。本県でも、更新時期を迎える橋梁等について、長寿命化が検討されているところであるが、病院施設については、設備等の稼働状況や環境によって状態が異なっていることや、地域医療のニーズ等が刻々と変化することなどから、短期または中期的な対応となっている。</p> <p>一度のコスト負担を回避するため、また、単なる更新等の先送りによる将来世代の負担を減らすため、計画的な維持補修が実行できるよう、病院のあり方の検討などとも併せて長期的な更新・維持補修計画を策定する必要がある。</p>	<p>病院施設は、同じ設備でも稼働状況や環境により状態は異なるほか、刻々と変化する地域医療ニーズ等に対応するための改修や修繕も必要のため、短期・中期的に実態を見据えながら修繕を行うことが現実的な状況であり、設備の更新時期が一度に到来し莫大なコストがかからないようにするためにも、各病院から3か年の要望ヒアリング等を行い、修繕等の計画を作成している。</p> <p>しかし、より一層計画的な維持補修ができるよう、平成27年4月に設置した「県立病院機能強化検討委員会」での検討結果や平成28年度中に策定される公共施設等総合管理計画の動向を踏まえながら長期的な更新・維持補修計画の策定について検討を行う。</p>	<p>病院施設は刻々と変化する地域医療ニーズに対応するため、必要な修繕・改修を随時行う必要があることから、厳密な長期的更新・維持補修計画の策定は難しい面もあるが、計画的なメンテナンスは施設の長寿命化等に寄与することから、各病院に対し3か年の要望ヒアリング等を行い、修繕計画等を決定している。</p> <p>愛媛県立病院中期経営戦略(平成28年3月策定)及び愛媛県公共施設等総合管理計画(平成29年3月策定)に則り、計画的な施設の長寿命化を図っていくこととしている。</p>



番号	監査年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課・室	指摘内容	指摘に対する措置の状況	
								27年度報告内容	28年度状況
7	26	指摘	健康・医療・福祉の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	新居浜病院の老朽化対策に関する方針決定について	公営企業管理局	県立病院課	<p>新居浜病院については老朽化が著しいため、建替え等の対策について、その必要性や建替え時に現在担っている一部の機能をどのようにするかまで踏み込んで検討し、必要な個別具体的な計画と実施予定時期を明確にし、今後の病院運営のあり方について県民に対して十分に説明されたい。</p> <p>なお、新居浜地域においては、新居浜病院が重篤患者を対象とした第三次救急医療及び高度な周産期・新生児医療を行い、その他の医療分野については住友別子病院(401床)、十全病院(350床)、愛媛労災病院(306床)の大規模病院が複数存在している。</p> <p>地域医療において、必要な医療は民間病院と公立病院との適切な役割分担により提供されるべきものであり、営利を追求する民間病院と、公的存在であるがゆえに民間病院が敬遠しがちな医療を確保する使命を負った公立病院の果たすべき機能を見直し、病床数や病院相互の機能が過剰とならないよう、病院のコンパクト化や他病院との機能分担を重視した計画となるよう留意されたい。</p>	<p>県立新居浜病院は、地域の中核病院として救急、周産期等の政策医療や急性期医療を担っており、今後の高齢化の進展や医療の高度化に伴い、機能の明確化、強化を図ることが必要である。また、医師確保を図る上でも機能の明確化、強化は必要であると考えている。</p> <p>このため、平成27年4月に「県立病院機能強化検討委員会」を設け、新居浜病院のみならず、4県立病院のそれぞれの病院機能に見合った医療資源の投入といった機能強化方策等について検討を行っており、当該検討結果等を踏まえて検討を行うこととしている。</p>	<p>愛媛県立病院中期経営戦略(平成28年3月策定)において、新居浜病院の施設老朽化対策については、「建替えを含めた整備基本計画の早期策定等」が示された。</p> <p>これを踏まえ、病床数削減や分散している医療機能の集約化等を盛り込んだ「県立新居浜病院整備基本計画」を平成29年2月に策定した。</p>
8	26	指摘	健康・医療・福祉の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	愛媛県社会福祉事業団の賞与引当金の計上について	保健福祉部	保健福祉課	<p>社会福祉事業団の貸借対照表には、重要性を勘案して、賞与引当金は計上されていない。社会福祉法人会計基準にも「重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらない他の簡便な方法によることも、複式簿記の原則に従った処理として認められる。」とあり、「引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。」という規定があるのは承知している。</p> <p>平成25年度の夏季賞与(期末手当及び勤勉手当)の支給額は、57,572,872円(以下「①」という。)である。支給算定期間は、12月～5月であるから、平成24年度の貸借対照表に計上すべき賞与引当金額の概算額は、①÷6か月×4か月(12月～3月分)=38,381,914円となる。平成25年度末の貸借対照表の負債の部合計金額が121,727千円であることを考慮すれば、約40,000千円の賞与引当金は金額的にみて重要性がないとは言いがたい。</p> <p>平成27年度より強制適用となる、新しい社会福祉法人会計基準においても「職員に対し賞与を支給することとされている場合、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を賞与引当金として計上するものとする。」とある。ただし、「引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。」とあるが、上述の通り、金額的重要性があると判断し、今後の決算においては、計上するべきである。</p>	<p>平成27年度決算において、賞与引当金の必要性等について検討し、計上の可否を判断する。</p>	<p>社会福祉事業団では、平成27年度決算において、賞与引当金の計上の可否について検討を行ったが、当団体が県有施設の指定管理者としての事業も実施しているところ、単年度で委託を受ける指定管理業務については、当該会計年度の委託に基づき同年度分の委託料の支払いを受けることから、翌年度の賞与を引き当てることは適当ではないと判断している。</p> <p>直営施設については、上記のような問題は生じないが、直営施設のみ引き当てることは、法人内の取扱いの統一が取れないことやこれまでの未計上での取扱いで賞与支払いに支障が生じていないことなどから、重要性は高くないと判断している。</p> <p>県においては、上記団体の意見を踏まえて、県内の他の県有施設に係る指定管理者における賞与引当金の取扱いの状況等について精査するなど、引き続き引当金計上について検討する。</p>

番号	監査年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課・室	指摘内容	指摘に対する措置の状況	
								27年度報告内容	28年度状況
9	26	意見	健康・医療・福祉の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	健全化に向けた部門別分析手法の改善について [公立病院改革プラン]	公営企業管理局	県立病院課	<p>県立病院は、公的医療機関として、民間医療機関が敬遠しがちなへき地医療や救急・小児・周産期等の不採算部門に関する医療を提供する重要な役割を果たしていることは理解できる。しかしながら、一般会計からの負担金繰入についても、財源は税金であるため、一般会計からの繰入金削減は本県の財政状況にとっては重要な課題である。</p> <p>全体損益を黒字化することを最終目標とするのではなく、収益源となる部門についてはより一層の収益を獲得し、その余剰を新規投資等に活用する、もしくは不採算部門の損失を今以上に補填していく必要がある。また、一般会計からの繰入の対象となる不採算の部門についても、利益の計上に至らずとも、収支の改善を図るためにふさわしい対処策を個別に検討していく必要がある。</p> <p>そのためには、部門ごとの収益性を把握するために、部門ごとの損益把握が必要となる。収入については部門ごとに集計する仕組みが構築されているが、費用については患者の症状や救急等の対応により区別がなされていないというのが多くの病院の現状である。</p> <p>しかしながら、県立病院においては、一般会計からの不採算部門に対する負担金の算出に際して、その部門の損失額が算出されていることから、健全化に向けた分析についても同様の手法により費用を部門ごとに区別することが可能であると考えられる。</p> <p>収益性を求める部門と公的機関たる性質から不採算とする部門を明確に区別し、それぞれで健全化に関する目標を定めるとともに、実績との乖離を分析し、今後の方策を定めるような仕組みを構築することを検討されたい。</p>	<p>平成27年4月に公営企業管理者、保健福祉部長、総務部長、4県立病院長で組織した「県立病院機能強化検討委員会」を設置し、国の医療提供体制改革や、地域医療構想を踏まえた県立病院の機能強化策等を検討しており、これらを検討する中で、総務省が平成28年度末までに策定を求めている経営計画についても議論することとしている。策定に当たっては、部門別分析手法の導入についても検討したい。</p>	<p>愛媛県立病院中期経営計画(平成28年3月策定)において、県立病院の目指すべき役割・機能として、民間医療機関では対応が困難な、救急医療、周産期医療、災害医療など、政策的に実施すべき医療の機能強化について方向付けられたところである。</p> <p>一方、県立病院という公的医療機関であっても、良質な医療を継続して県民に提供するためには、その健全経営の確保が求められていることから、公営企業管理者をはじめとした本局職員と、4病院長会議や中央病院長などを行う病院経営会議を定期的に開催し、収益・費用面も含め、常に情報の共有を図るとともに、経営方針等の検討を行っている。</p> <p>今後とも、収益動向はもちろん、診療科別収支等の分析体制を構築し、機能強化と健全経営の維持を目指していくこととしている。</p>
10	26	意見	健康・医療・福祉の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	高額医療機器の取得及び保有のあり方について [固定資産管理について]			<p>稼働状況及び今後の活用に向けた対処策を各病院から報告させることは、有効活用に関する意識の向上に貢献すると考えられる。</p> <p>しかしながら、県の基幹病院として存在する中央病院は別として、各病院の今後のあり方の議論や医療地域連携により特定分野への特化に関する方針等に関する議論が進んでいないなかで、保有する高額医療の稼働状況について議論し、機器のあり方のみを先に議論することに、あまり効果は期待できないと考える。現状においては、不採算の高額医療機器であっても、公立病院には求められる役割があり、稼働状況が悪くとも整備し、保有し続ける必要があるというのが各病院の実情であると考えられる。</p> <p>稼働実績が低い医療機器に関する今後の対処方針については、各病院の今後のあり方や医療地域連携のあり方を前提としたうえで、議論していくことを検討されたい。</p>	<p>現在、「県立病院機能強化検討委員会」を設置し、4県立病院のそれぞれの機能強化等について検討を行っているところであるが、医療機器に関する今後の対処方針については、総務省が平成28年度末までに策定を求めている経営計画を踏まえた上で、今後検討を行う。</p>	<p>県立病院では、高額医療機器導入に際しては4病院長などで構成する「高額医療機器選定委員会」を開催し、その必要性や機能等について検討を行ったうえで導入している。</p> <p>また、通常の医療機器や備品等についても、各病院での使用頻度等を検証し、可能なものについては他病院への移管を積極的に行っている。</p> <p>今後は、稼働実績や愛媛県立病院中期経営戦略(平成28年3月策定)における各病院の機能強化方策を勘案しながら、医療機器の効率的な整備に努めていくこととしている。</p>

番号	監査年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課・室	指摘内容	指摘に対する措置の状況	
								27年度報告内容	28年度状況
11	26	意見	健康・医療・福祉の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	災害時対応のための設備改良について [固定資産管理について]	公営企業 管理局	県立病院課	<p>今治病院より、非常用自家発電機について、冷却方式の変更(工事金額概算:2,900万円)が必要であるとして平成26年度に改良することが要望されている。</p> <p>今治病院からの要望理由は、現在の仕様では災害により停電と断水が同時に起こった場合に短時間しか発電機を運転させることができないとのことであるが、本局では、現在壊れているものではなく、限られた予算のなかで災害医療のみならず、一般医療や救急医療など病院機能の維持のため、総合的に判断した結果、他に優先すべき事業に対応する必要があるとして、改良が見送られている。</p> <p>財源に制約があり、設備の更新等に優先順位をつけ順次更新等していく必要があることは理解できる。しかしながら、今治病院は災害拠点病院であり、災害発生時に応急用資材、自家発電機、応急テント等の備置により診療が自己完結できることが求められているため、適切に機能するよう備えておく必要がある。</p> <p>また、第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」の実現を着実に進めるために年次方針が毎年度定められているが、平成26年度の年次方針として、災害への対応が県の重要施策(特別枠対応)とされており、災害への対応のための設備の更新等は本県の施策としても重要な事項であると考えられるため、災害の対応について早急に配慮されたい。</p>	<p>非常用自家発電機は、災害が発生した場合等に病院の診療機能を維持するために必要不可欠な設備であると考えているが、限られた予算の中で病院機能を維持していくためには、施設整備についてもその優先順位を総合的に判断する必要がある。</p> <p>現状では、最低6時間は安定運用できるものの、上水の供給状況によりその後の運用時間に制限を受ける可能性があることから、今後、他の重要設備の整備状況も勘案しながら、可能な限り早急に整備できるよう、検討を行うこととしている。</p>	<p>非常用自家発電機は、災害が発生した場合等に病院機能を維持するために必要不可欠な設備であると認識している。</p> <p>しかしながら、限られた予算の中で病院機能そのものを維持していくため、設備の整備は経営の状況等により優先順位を決め、計画的に行っているところであり、今治病院の非常用発電装置の改良については、平成30年度以降に整備予定としている。</p>